



遠野市監査委員告示第10号  
令和5年8月1日

令和5年度補助金等監査（令和4年度支出分）の結果に基づき講じた措置について、令和5年8月1日付け遠財第84号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田 博子  
遠野市監査委員 奥友 康悦





遠野市監査委員 様

遠野市長 多 田 一 彦



令和5年度補助金等監査結果報告書（令和4年度支出分）の指摘事項に対する措置方針について（報告）

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 遠野市医療施設開設資金等支援事業補助金（繰越事業）【保健医療課】

【指摘事項】

補助金交付規則に規定する指令書と補助金交付要綱に規定する交付決定通知書の二重交付が認められた。また、要綱に規定する補助事業の区分において、誤りが認められた。

【改善方針】

指令書と交付決定通知をそれぞれ交付し、同様の内容が二重に交付されていたことについては、事務処理を見直し一本化することとする。

また、補助事業の区分においては、資料や記録の適切な作成に努め、意思決定過程において、補助事業の内容に誤解を与えることのないようにする。

【対応状況】

今回指摘のあった事項等について、同様の誤りが生じないように、事務の処理手順を再確認し、必要に応じて事務処理マニュアルの作成等を進める。

また、補助事業の区分については、補助対象事業の内容が

- (1) 医療機関の開設に関する事業
- (2) 医療施設の改修、医療機器の更新等に関する事業

の2つの区分となっている。

今回の助成を行った事業の内容が、「医療機関の新規開設」のための「建物の改修工事及び設備購入」であったことから、(1)の区分の補助事業であるが、一部の手続き資料に工事内容の「改修」という文言が含まれており、(2)の区分であるかのような誤解を与えることとなったことから、適切な資料の作成に努める。

(2) 遠野市観光客等動向調査事業費補助金【産業企画課】

【指摘事項】

補助金交付事務において、契約書に定める補助金交付額確定通知書が作成されていなかった



た。

**【改善方針】**

補助金交付事務について、遠野市補助金交付規則及び契約書の規定を改めて確認し、速やかかつ適正な事務処理に努める。

**【対応状況】**

監査で指摘された遠野市観光客等動向調査事業費補助金交付額確定通知書について、指摘後、速やかに発出した。

(3) 特用林産施設等体制整備事業費補助金【畜産園芸課】

**【指摘事項】**

補助金交付事務において、契約書に定める前金払いの上限額を超えた支払いが認められた。

**【改善方針】**

補助金交付事務について、契約書の規定を改めて確認し、適正な事務処理に努める。

**【対応状況】**

今年度は当該補助金交付契約を締結済みであることから、補助金交付契約額（変更契約が生じた場合は変更後の額）の9割の額を予め算出したうえで、前金払に係る支出事務処理の都度、その合計額が9割以内であることを確認する。

なお、今後は実施主体の事業運営実績に応じ、定期的な補助金交付が可能となるよう契約内容の見直しを検討する。

担当

総務企画部財政課 菊池  
(内線 810-224)